収集対象の基準【収集対象】

収集対象	備考	例
媒体:紙		
日本語でかかれたもの・日本国 内で発行されたもの		
発行者:自治体・埋文セン ター・大学・法人調査組織等	ただし、編著・発行者が個人であっても、書名が発掘調査 報告書・概報・概要等は対象とする	
発掘調査の報告書・概報・概 要・速報	調査成果に関わるものを対象とする 研究論集は対象外とする	
遺跡地図・文化財地図	遺跡地図・遺跡分布図・埋蔵文化財の記載されている文化 財地図は対象とする	
発掘調査の測量調査報告 等		○『六甲南麓群集墳測量調査』
遺跡・遺構の調査報告 集成・保存・整備・復元・保存 管理計画 等	礎石・基壇・石畳・石垣・石仏・道標・石棺・窯跡 等も含む	
出土遺物の調査報告・集成・保 存処理報告 等	出土文字資料(木簡)等も含む	
やきもの等で埋蔵文化財に関 わるもの	埋蔵文化財調査の記載があれば対象とする 美術品のカタログ・展示品目録等は対象外とする	○『三田焼に関する基礎調査・史 料調査事業報告書』
各都道府県発行の県史跡名勝 天然記念物		
○○の文化財	広報的なものは対象外とする 自治体刊行の基礎的なものは報告書でないが対象とする	